褒章条例第二条により藍綬褒章を授ける（各通）　渡邊　辰雄　渡部　通元　渡邊　修身　渡邊　健譽　若原　久稔　米木　吉田　米山　榮太郎　依田　早苗　米吉　吉川　徹美　吉見　彰美子　澤松　由美子　横山　横田　郁男　山本　森満　山本　保幸　山本　邦夫　山本　道隆　山本　康博　山村　君枝　山田　章隆　山崎　茂　山下ヤス子　山田　千賀子　村上　誠二　村田　東一　森　守下　直克　安居　政隆　八巻　忠重　山岸　一定雄　萩原　貞夫　山口　孝子　山川　政夫　宮田　新一　宮崎　厚男　宮原　深海　波止　征利　村上　義法　村田　弘元　南　光　水野　謙治　丸山　美砂子　松本　嘉代子　松田　巖

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）　渡邊　雅之　渡辺　義博　渡邊　健譽　若原　久稔　米木　吉田　米山　榮太郎　依田　早苗　米吉　吉川　徹美　吉見　彰美子　澤松　由美子　横山　横田　郁男　山本　森満　山本　保幸　山本　邦夫　山本　道隆　山本　康博　山村　君枝　山田　章隆　山崎　茂　山下ヤス子　山田　千賀子　村上　誠二　村田　東一　森　守下　直克　安居　政隆　八巻　忠重　山岸　一定雄　萩原　貞夫　山口　孝子　山川　政夫　宮田　新一　宮崎　厚男　宮原　深海　波止　征利　村上　義法　村田　弘元　南　光　水野　謙治　丸山　美砂子　松本　嘉代子　松田　巖

褒状

自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し、徳行顕著であるので、平成二十五年十一月三日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

厚木市手話サークルあゆの会
一関婦人ボランティアの会
梅の実会
唐津手話の会
「くまの」ボランティアふたば
健康友の会ふれあい
幸徳園ボブラグループ
古賀手話の会
こもれび
サークルそらまめ
玉野市渋川地区連合自治会
豊橋手話サークル竹の子会
病院ボランティア
朗読ボランティア「野ばらの会」

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４８号

千葉県南房総市安馬谷2076番地２
債務者　岡田　弘元
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
　千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１１１号

岐阜県多治見市北丘町８丁目１番地の131
債務者　稲垣美智代
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１４３０号

愛知県東海市名和町東岨40番地の１
債務者　本田　竜郎
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５７９号

名古屋市守山区天子田３丁目1001番地　大森向住宅６棟204号
債務者　内海　　勝
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５８０号

名古屋市守山区天子田３丁目1001番地　大森向住宅６棟204号
債務者　内海トシ子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８１５号

愛知県春日井市高森台９丁目１番地　111号棟304号室
債務者　米澤　千鶴
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１２号

愛知県岩倉市中央町１丁目58番地　グランドゥールＫ・Ａ101号
債務者　堀場　久男
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３１３号

愛知県岩倉市中央町１丁目58番地　グランドゥールＫ・Ａ101号
債務者　堀場ひとみ
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第７６号

岡山県真庭市下市瀬1205番地６アインズハイム真庭２―202、住民票上の住所岡山県真庭市下市瀬1205番地６グローバルハイツ落合２―202
債務者　文谷　佳輝
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
　岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第４８３号

福岡県行橋市行事２丁目３番24号　アルテマ102
債務者　高瀬　友輔
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８７３号

福岡県糟屋郡志免町御手洗１丁目１番１―118号
債務者　稲光　秀樹
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１７９号

福岡市城南区友丘３丁目６番18―204号
債務者　平山　幸司
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
　福岡地方裁判所第４民事部